

令和4年度第4回

小金井市環境審議会会議録

令和4年度第4回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 令和5年3月28日(火)
- 2 時間 午前9時30分から午前11時14分まで
- 3 場所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室
- 4 議事 (1) 前回審議会会議録について(資料1)
(2) 小金井市立公園等、環境楽習館の指定管理者制度の導入に関するスケジュールについて(資料2)
(3) 小金井市施設における自動販売機の削減に関する方針について(資料3・資料4)
- 5 報告事項 (1) 小金井市環境報告書 令和3年度版について
(2) 令和4年度環境啓発事業について
(3) その他
- 6 その他
- 7 次回審議会の日程について
- 8 出席者 (1) 審議会委員
会 長 池上 貴志
副会長 椿 真智子
委 員 高田 雅之、土屋 健
高木 聡、羽田野 勉
中里 成子、田頭 祐子
橋本 修、近藤 豊
(2) 事務局員
環境政策課長 岩佐健一郎
環境係長 高野 修平
環境係専任主査 荻原 博
環境係主事 鳴海 春香
環境係 阪本 晴子
- 9 傍聴者 1名

令和4年度第4回小金井市環境審議会会議録

- 池上会長 令和4年度の第4回小金井市環境審議会を開催します。
- それでは最初に、近藤委員が今年度最初の御出席となりますので、簡単に自己紹介していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 近藤委員 多摩環境事務所長の近藤です。どうぞよろしくお願いいたします。私どもの事務所では、自然環境、ごみ問題、それから公害対策等をしております。よろしくお願いいたします。
- 池上会長 よろしくお願いたします。ありがとうございました。
- それでは、事務局から事務連絡と本日の配付資料の確認をお願いいたします。
- 高野係長 環境政策課の高野です。本日は、年度末のお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。
- 最初に事務連絡として、御発言の際の注意事項についてです。今回、マスクを着用されている場合は、会議録の作成の際に、ICレコーダーの録音内容が非常に聞きづらくなってしまいます。つきましては、質疑応答等、御発言の際は、御自身のお名前を先におっしゃった上での御発言に御協力をお願いします。
- また、できる限り短時間で有意義な審議会となるよう努めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。
- 続いて、配付資料の確認についてです。本日は、資料1から4と、環境報告書令和3年度版を机上に配付しております。右肩に資料1から2、3、4というものと、冊子がございます。過不足等ございませんでしょうか。事務局からは以上です。
- 池上会長 ありがとうございます。
- それでは、本日の議題に入りたいと思います。
- 議題の(1)番、前回審議会会議録について、事務局から説明をお願いいたします。
- 高野係長 それでは、前回審議会会議録について、資料1、令和4年度第3回環境審議会会議録を御用意ください。

前回審議会における御発言につきましては、事前にお目通しいただきまして、御確認いただけていることと思います。池上会長と椿副会長から修正があり、こちらにつきましては訂正しております。

また、本日この場で追加等、訂正等ございます場合は、ページ番号と訂正内容をお知らせください。

また、本審議会において御承認いただきました後は、市のホームページ等への掲載を行う予定です。

以上です。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、皆さん、訂正等ありますか。よろしいですかね。

それでは、会議録については承認ということで進めたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題の（２）番、小金井市立公園等、環境楽習館の指定管理者制度の導入に関するスケジュールについてということで、事務局から説明をお願いいたします。

高野係長

議題の（２）小金井市立公園等、環境楽習館の指定管理者制度の導入に関するスケジュールについて説明いたします。お手元に資料２を御用意ください。

こちら、市立公園等と環境楽習館につきまして、令和６年の４月１日を目途に指定管理者制度を導入したいということ、本審議会においても、説明させていただいております。また、前回の審議会までには、募集要項中に記載する指定管理者の基本的な役割であったり、指定管理者に求められる能力等の御確認、指定管理期間に関する公募の方針であったり、期待する導入効果の具体例などを説明させていただいているところです。

本件につきまして、今年の１月３０日に、募集要項に記載する指定管理者の基本的な役割などを説明する市民説明会を開催いたしました。また、令和５年第１回市議会定例会に、市立公園、滄浪泉園緑地、環境楽習館条例の一部を改正する条例と指定管理委託料の債務負担行為について議会に上程しております。本日が議会の最終日となっております。このまま何もなければ御議決される運びとなります。

また、後ほど議題にも上げさせていただきます、市立公園における

自動販売機の設置に関する事など、市議会においても様々な御意見をいただいておりますが、課題はまだありますが、何ものならば市議会において、先ほど説明したとおり御議決いただけるのではないかなと思っております。

今後のスケジュールにつきまして、前回の審議会でも共有しましたが、再度、令和5年度のスケジュールについて説明させていただきます。

主な流れとしましては、4月3日に、募集資料についての審査を市の附属機関である指定管理者選定委員会において御審議いただき、委員会において御承認が得られましたら、4月13日にホームページで公表という運びになります。

こちらに記載はございませんが、指定管理者に手を挙げていただいた団体の方に御参加していただく参加者説明会を開催しまして、こちらに参加していただき、7月の中旬ぐらいに第1回目の審査、こちらが書面による審査、7月の下旬に第2次審査、こちらが実際にプレゼンテーションを行う審査を行いまして、8月の上旬には指定管理者の候補者が決定するという運びになります。その後、市議会において御議決をいただきました後に、告示をしまして、協定の締結をします。協定の締結が、令和5年11月上旬を検討しております。また、指定管理者候補者が決定した後は、実施時期については未定になりますが、指定管理者候補者を交えて、市と一緒に市民説明会を実施する予定になっています。指定管理者業務の開始につきましては、変わらず令和6年の4月1日からを予定しているところです。

資料2については、説明は以上です。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただきましたスケジュールに関して、御質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

中里委員

この指定管理者選定委員会というのは、市の附属機関という位置づけになるわけですか。どのような団体の方が構成員になっていらっしゃるのか、簡単に、ご説明いただけますか。

高野係長

指定管理者選定委員会につきましては、市の附属機関になっております。指定管理者選定委員会につきましては、5名の委員で構成されて

おりまして、元行政職員と元大学教授と公認会計士と中小企業診断士と税理士という構成です。こういった学識、専門職の方で構成されておりまして、一般の地域団体の方等の推薦、市民公募の方はいない構成となっております。

中里委員 ありがとうございます。

それから、もう一つよろしいでしょうか。市報の1月15日に市民説明会の広報が出ておりまして、インターネットで行われたわけですね。これは何人ぐらい御応募されていますか。

高野係長 市民説明会につきましては、会場を利用したの現地での説明会と、実際に市のホームページ、公式ユーチューブチャンネルでも、同じ内容のものについて動画で公開しています。動画につきましては、再生回数で言うと100回を超えたぐらいの方が見ていただいています。実際に応募フォームで意見募集を実施しまして、数名から御意見はいただいております。

会場には、10名弱ぐらいの方が説明を聞いていただきました。

中里委員 分かりました。了解です。ありがとうございます。

池上会長 ありがとうございました。

ほかに御質問ございませんでしょうか。

近藤委員、お願いします。

近藤委員 市立公園ですと、大体管理のノウハウを持っている方が、ある程度理解できますが、環境楽習館は、どういう団体さんを想定されていますか。

高野係長 市立公園につきましては、公園のノウハウがある造園会社さん等が主となり応募をいただけたらと思っています。

複数の団体と一緒に申し込んでいい形で応募予定であり、造園会社さん自身も、環境保全に関するノウハウがあったり、環境啓発する事業を実際に実施したりしているというようなお話を、実際に昨年6月頃に実施したサウンディング型市場調査でお話をさせていただいておりまして、ご縁があれば、環境楽習館で行ってみたい事業を具体的に例示していただくなど、実際の現場の声というものもいただいております。

池上会長 ありがとうございました。

ほかに御質問ございますか。

椿副会長　　今の御説明でまだ理解不十分なところがあり、お伺いします。複数の団体に応募してもよいとお話でしたので、複数の団体が共同連携で指定管理者に当たると、そういう認識でしょうか。

高野係長　　そのとおりです。複数の団体さんが一緒に応募していただいて、共同事業体という形で、複数の団体に応募していただいても大丈夫というような形で公募します。例えば市施設の指定管理者で一番身近な例としましては、武蔵小金井駅前にある小金井 宮地楽器ホールですが、こちらにつきましても、1社だけではなく、共同事業体というような形で複数社が一緒になって応募し、運営しています。

　　したがって、1社でも、複数社で応募しても可という形で、募集資料に記載予定です。

椿副会長　　ありがとうございます。前回議論になりました、市民協働担当者については、主となる会社から選出していただくことになるのでしょうか。

高野係長　　はい。市民協働担当者、統括責任者、現場責任者という方はどういった方が担いますなどを申請時に記載してもらい提出していただく形になります。

椿副会長　　分かりました。ありがとうございます。

池上会長　　ありがとうございました。

ほかに御質問ございますか。

橋本委員　　前回もいろいろ議論になっていた5年間という計画で、かなり長いなという話も多々ありました。その中で3年後に見直しをすると、それで評価をするというようなことで、厳しく審査しましょうという話があったと思います。その評価はどなたが担うのでしょうか。

高野係長　　御質問がありました3年後に見直し・評価について、市立公園等評価委員会というものを、環境審議会と同じく、附属機関という形で立ち上げようと考えています。こちらの構成メンバーにつきましては、市の行政職員と、学識、環境に知見のある方と、公園に知見のある方、市民公募、公認会計士、税理士など、会計に詳しい方という構成を考えております。

橋本委員　　分かりました。

岩佐課長 補足です。評価委員会は、9名で構成する予定です。一年一年、前年度の指定管理の内容を評価していくというようなことで考えておりまして、実際に指定管理の内容、公園や環境楽習館の運営は多岐にわたりますので、現地の視察も含めて、しっかりとした評価ができるよう詳細は今後決めていく予定です。

羽田野委員 募集はこれからということですが、広報はできていますか。

高野係長 広報につきましては、4月1日号の市報と、同時期に市ホームページでも公表する予定です。

中里委員 そうしますと、市立公園の指定管理者と楽習館の指定管理者が同じになるということも、考えられるわけですか。

高野係長 指定管理者につきましては同一の事業者をお願いする形になります。

中里委員 そうしますと、最大でどの位、長く1つの企業なりが請け負うという形になりますか。

高野係長 条例上、原則5年間という形になりますので、まずは5年間となります。先ほど説明しました評価委員会において評価しまして、一定以上の評価が得られれば、そのまま次回の公募のときに、新規で公募をするのではなくて、非公募での更新という形になります。

したがって、評価委員会で一定以上の評価が得られれば、最大10年間という形になります。

中里委員 まだ決まる前から大変失礼かもしれませんが、この評価をきちっとしていただいて、おぎなりに継続しないように、そこはきちっと評価していただきたいと思います。

以上です。

高野係長 御意見ありがとうございます。

池上会長 ありがとうございました。

田頭委員、お願いします。

田頭委員 田頭です。今、評価というところも出てきたんですけれども、それに関連する部分となります。まずこのスケジュールで言えば、これは令和6年度4月1日から業務開始になります。現状は、市内のNPO法人が環境楽習館に関しては管理運営をしていただいているわけですが、このNPO法人は、今年度3月31日をもって撤退されるということになりますので、この4月1日からは1年間、空白期間になります。

すよね。そのことは、これまでも説明していただいていたと思います。

この1年間においては、また別の形で環境楽習館の運営がなされるわけですけれども、その部分が、その管理というか、施設に実際にいて市民対応してくださる方は、シルバー人材の方からお願いするということと、そこに対しての今、NPO法人が行っているような環境啓発事業については、また別途事業者を募集して、そこで環境啓発事業、講座などは行ってくださるということだったと思います。

それと、別に市が行っている、大きな事業で言えば環境フォーラムとか、野川クリーン作戦という環境啓発事業、市民と一緒にやっている事業があります。これはまた別の形で募集されるということの説明されていたと思いますが、次年度からは、実際この指定管理の方々がこれらに対してどういうふうに関わってこられるのか、あるいは、4月1日以降の環境楽習館についてですけれども、この環境啓発事業に対して、同じ方たち（NPO法人）が実際に手を挙げて担ってくださるという可能性もあるのでしょうかということが、伺いたいことです。

それと、指定管理業務が開始するということにおいては、公園の運営についても、それからまた環境楽習館の運営についても、今以上の市民への効果が期待されるわけですけれども、それらについては仕様書の中で盛り込んでいく形になるのでしょうか。とすれば、この仕様書の中身というのは、どういったところでどういうふうな形で検討されているのかということ伺いたいと思います。

以上です。

高野係長

最初の御質問で、市が行っている環境フォーラム、野川フィールドワークについて、来年度はどういった運営になるのかというご質問だったと思います。現在、環境楽習館の管理運営を受託していただいているNPO法人こがねい環境ネットワークさんが、環境フォーラム、野川フィールドワークの事業も受託していただいているのですが、環境楽習館の管理運営とは別の動きになります。したがって、令和5年度環境楽習館の運営面で受託していただく予定の事業者とは、また違う形になるというところで御理解いただければと思います。

環境フォーラムと野川フィールドワークにつきましては、指定管理者制度の運営とはまた全然別の動きになりますので、こちらの指定管

理者がそのまま環境フォーラム、野川フィールドワークを受託するということではございませんので、御理解をいただければと思います。

令和6年度以降の指定管理者の運営について、今まで以上の効果が期待される、そういったところが必要であるというような御意見で、仕様書の中にどういった検討がなされたのかというお話だったと思います。仕様書の中身につきましては、指定管理者制度導入を決めて以降、市の内部であったり市民説明会であったり、環境審議会であったり、緑地対策保全審議会であったり、そういった中で概要という形で、仕様書に記載させていただきたい内容を御審議していただいております。

今まで以上の効果、指定管理者制度が導入されて期待される導入効果などは、仕様書にも記載しておりますし、実際に指定管理者を評価する際の評価委員会におきましても、指定管理者に求める能力、役割、そういったものも指定管理者候補者に事前に様式に記載していただいて、それを評価するというような形での審議を進めていきたいと思っています。そういった形での仕様書を募集資料の中には記載しているということで、御理解いただければと思います。

以上です。

池上会長
田頭委員

田頭委員、お願いします。

ありがとうございました。1点抜けていたなと思うのが、次年度、4月1日以降の翌年度の環境楽習館の運営については、シルバーさんでもなく、また翌年度からの指定管理事業者でもなく、単年度のみということになると思います。しかし、単年度であっても、やはりNPO法人が担ってくださっているような、市民に人気のある講座などもたくさん行っていただいておりますし、実際に環境楽習館をもっと広く活用していただきたいわけですから、そこに対する効果を上げていくための工夫というか、手だてとしては、どのようなことを考えておられるのかということです。そのイメージがつかめなかったものから、伺っておきたかったということが1つあります。

実際には、単年度だけになるが、翌年度の指定管理事業者として受託してくれるであろう事業者、今までもサウディング調査などを通してお顔が繋がっている事業者なのかなと思いますので、そういう方

たちにもあらかじめ、声をかけてあるのかということをお聞きしたかったわけです。

それと、今の御答弁の中で、今まで以上の効果を上げるためには仕様書だということは、ずっとこれまでも話し合いを重ねてきてくださっているとは思いますが、また、評価委員会等でも見ていただくための様式で、事前に事業者さんのほうからは出していただくということは、これは伺っておけてよかったかなと思います。

ただ、具体的にはどのような仕様書に盛り込む言葉というのか、何か項目として押さえておきたいというふうに今考えておられるところがあれば、そこは具体的な言葉として教えていただきたいなと思います。その2点だけお願いします。

高野係長

御質問について、まず1点、令和5年以降の環境楽習館のソフト面の運営についてということです。確かに令和5年度につきましては、単年度だけという形の運営になります。今年度まで実施していた環境講座は年に2回実施していますが、こちらにつきましては、応募の人数を超える方からの申込みがあり、大変御好評を受けているところで、そういったソフト面での講座のような形は、引き続き新しい運営事業者についても実施していただけるよう、仕様書の中で記載していけたらと思っています。

あと、仕様書に記載の具体的な内容についてということです。仕様書につきましては、市のほうで指定管理者を募集する際に、ほかの施設に準ずる形になっておりまして、事前公表はしておりません。ただ、もうすぐ公表されますので、ある程度ピックアップして説明をさせていただくと、前回の審議会で御説明した内容が、もうほぼそのまま仕様等に記載される内容になると思っています。

具体的は、例えば環境楽習館であると、交流の場であることであったり、食に触れ合う場であったり、そういった場にしたいということに記載していたり、子どもの居場所となるような施設にしたいというようなことであったり、環境教育の場にしたいというようなことを記載しています。前回の審議会での資料のほう詳しく書いておりますので、そちらを御確認いただければと思います。

田頭委員

分かりました。ありがとうございました。

池上会長 ありがとうございます。

高野係長 1月30日に実施しました市民説明会の資料につきましては、公式ユーチューブチャンネルでも動画が残っております。そちらが一番分かりやすく説明した内容になっておりますので、今、見ていただけるものとしてはそちらが一番よろしいかと思えます。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。

確認です。令和6年からの指定管理者制度の公募とは別に、令和5年度1年間の運用も公募が出ると。1年ではなく数か月の公募が出て、そちらは具体的に仕様書があって、その仕様書の中には、先ほどの講座とかが記載されていて、実施してもらうような形になっている。令和6年以降のものは、具体的なイベント等は明記がないけれども、目的として子どもが集まる場、そういう目的があって、それに対して、どちらかという事業者側からいろいろな提案をしてもらって、その提案を評価する、そういう形の認識でよろしいですか。

高野係長 会長がおっしゃるとおり、令和5年度につきましては委託契約になりますので、仕様書に沿って運営をしていただくという形になります。令和6年度以降は、委託契約ではなくて指定管理者委託という形になりますので、仕様書に記載してある内容を遵守しつつ、指定管理者制度ですので、民間が持っている経験、ノウハウを活かしていただきたいと考えています。仕様書に記載されていることだけをするのではなく、自主事業、指定管理者からの提案などで事業を実施することを御認識いただければと思います。

池上会長 ありがとうございます。

岩佐課長 補足です。先ほど田頭委員から、効果を上げるような方策ということで御意見をいただきましたけれども、高野から申し上げているとおり、この間いろいろ市民の方々とか団体の方々とか、いろんな審議会の方々とか意見交換する中で、募集要項、仕様書は作ってきました。それに基づいて事業者のほうは御提案いただけるとは思いますが、我々も先進自治体を視察して、いくつか御意見をいただく中で、御提案はいただくけれども、その後なかなかそれが継続されないとか、言いっ放しになってしまうということも課題としてあると聞いていますので、

本市は、評価する段階、選定する段階の評価点や先ほどの評価委員会ということもありますけれども、そういったモニタリングをする中で、提案しただけになっていないか等、提案してもらったことが継続して事業評価で表れているのか、そこをしっかりと見ていきたいと思っておりますので、そういったところで効果は担保されるのではないかと考えております。

以上です。

田頭委員 田頭です。意見だけです。今、岩佐課長からも補足の御説明、ありがとうございます。大分イメージができましたが、やはりこの間、特に環境楽習館については、市民協働で運営もなされてきたところですので、実際に指定管理者制度が始まった後は、この評価委員会の方たちのところにどれだけ現場の声が反映できるかなというところが一つポイントになろうかと思っております。先ほどおっしゃってくださったような評価委員会の構成も、環境に精通した者、公園に精通した者、また学識の方と、市民公募が3人以上あると思っておりますけれども、こういったところで、より市民の意見が反映できるようにしていただきたいとだけお願いしておきます。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。
ほかに御質問ございませんでしょうか。

高田委員。

高田委員 高田です。前回、欠席して大変失礼いたしました。

市民説明会というのは、単に指定管理者が決まりましたという説明だけではなくて、その提案内容も踏まえて、令和6年度以降、この場所でこんなことをやっていきますという、かなり具体的な説明会の内容が想定されているのでしょうか。

高野係長 説明会につきましては、市と指定管理者が一緒になって実施するものになります。具体的にこういう事業をしていきたいというようなことも含めて、市民の方にお話をする場と考えております。

高田委員 逆に、市民の方からいろいろアイデアを受けて、そういったものも反映していく場にもなり得るということですか。

高野係長 例えば東村山市につきましては、指定管理者制度を導入する直前の

1か月前ぐらいに市民説明会を実施したと聞いております。その中でも市民の方からいろいろな御意見、アイデアというのをいただいて、それを聞きながら運営をしているというようなことも聞いてはおりますが、全てが反映できるかどうかというところもありますし、今まで、市民説明会を複数回実施し、市民のアイデア等も取り入れてきたところですが、直前になって市民の方がさらに御興味を持っていただいて、こういうふうにしたいというようなアイデアがでることは恐らくあると思います。できるところとできないところは当然あるとは思いますが、それはもう聞けないよというような形ではなく、アイデアとして取り入れられるところは取り入れてというような形で、できればと思っております。

高田委員 利用促進の場になると大変いいかなと思います。ありがとうございます。

高野係長 ありがとうございます。

池上会長 ありがとうございました。

ほかにありますか。

椿副会長 先ほど御説明いただいたことに関連して確認の質問です。野川フィールドワーク、それから環境フォーラム、これはこの市立公園、環境楽習館の運営とは別枠、切り離してというお話がありました。

令和5年度と、令和6年度以降の環境フォーラムと野川フィールドワーク等の環境活動の運営主体、企画の主体というのは決まっているのでしょうか。

高野係長 御質問ありがとうございます。運営主体自体は、今までと同じく市が主体にはなっています。ただ、運営を実際にしていただく受託団体がございまして、それが、今までずっと環境楽習館の運営を担っていただいていたNPO法人こがねい環境ネットワークさんがしていただいております。ただ、こちらのNPO法人自体、環境楽習館の運営と同様に、人員体制が整わないということで、環境楽習館の運営からの撤退と、同時に、環境フォーラム、野川フィールドワークも、人員体制が厳しくて来年度以降は受託できないというお話をいただいております。したがって、受託していただく団体は変わる形になります。

受託団体につきましては、これからプロポーザル方式で決定していこうと考えてございます。環境に精通する事業者、市の理念に基づいた事業を実施していただける事業者を探して、一緒にやっていければと思っております。

以上です。

椿副会長

分かりました。ありがとうございます。

池上会長

ありがとうございました。

ほかに御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、議題の（２）は以上としたいと思います。

それでは、続いて議題の（３）番、小金井市施設における自動販売機の削減に関する方針についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

高野係長

資料３の小金井市施設における自動販売機の削減に関する方針と、あと資料４、市立公園への自動販売機設置に関する市民からの意見・要望についてというこの２つの資料を基に説明させていただきます。資料４につきましては、今定例会において議会でも提出した資料を、一部加工したものになっております。

最初に、資料３の小金井市施設における自動販売機の削減に関する方針についてから説明させていただきます。

こちらの方針について、記載してありますとおり平成１６年度に策定したものになります。方針を決定した時期というのが、自動販売機が省エネ法に基づく特定機器に指定されたということもあり、その躯体自身の消費電力の大きさが環境へどのような負荷を与えているのかを懸念して、この方針によって少しでも自動販売機というものを減少させることにより、消費電力の抑制につなげて地球温暖化を防止する一助とするために、策定したものになります。

基本方針として、「公共施設に設置している自動販売機を削減することにより、CO₂排出削減を推進し、地球温暖化を防止する一助とする」ということになってございます。具体的な対応としましては、（１）番、市の施設に原則として新たに自販機を設置しない、（２）番、既設の自動販売機は現状の半数を当面の目標として削減するということ等を記

載しております。ただし、こちらにつきましては、(4) 番のところで、この方針により難しい場合は、特定の理由が存在するときは、環境政策課と協議しますという内容となっております。

当時の自動販売機、平成16年ですので、この約20年間で省エネ法に基づく特定機器に指定されたということもあり、様々な機能、ピークカットの機能であったりヒートポンプ技術、ソーラーパネルであったり、LED照明であったり、そういったものが自動販売機に採用されておまして、省エネの効果というものが、CO₂の排出量がおおむね当時と比べて60%削減されていると言われていたところではあります。

市の施設における自動販売機の台数の比較になりますが、平成16年当時は41台だったのに対して、現在は32台になっておまして、9台、約25%の削減という形にはなっています。これらのことを考慮しまして、本方針を策定した平成16年に比べて、今のCO₂の排出削減というのは一定できているのではないかと考えておまして、台数の削減というところで目標に掲げているところではあります。実際に台数というよりも、CO₂の排出削減という観点から見たほうがいいのではないかと市としては思っておまして、台数のところで限定するのではなくて、CO₂の排出量削減というところで方針を考え直したほうがいいのではないかと考えているところではあります。

そういった中で、指定管理者制度を導入した場合、栗山公園、梶野公園というある程度の敷地面積がある公園にはなりますけれども、そういったところに指定管理者からの要望があった場合は、自動販売機を設置してもいいのではと考えておまして、本審議会においても、市議会においても、市民説明会においても、説明させていただいているところではあります。

方針等につきまして、約20年前のものでありますので、市の他の施設についても、環境に配慮した機能がある自動販売機を取り入れることができれば、環境負荷、CO₂を削減できるのではないかと考えております。したがって、こういった方針がありますが、一定見直しをするのがいいのではないかとということで、本審議会において御議論いただければと思っております。

こちらの方針につきまして、今回1回の審議で終わるというもので

はなく、今回は方針を変えたいという市の考えを皆様で共有していただき、来年度、令和5年度の審議会において複数回、皆様に御議論いただきたいと思っております。

資料4は市立公園の自販機設置に関する市民からの意見、御要望について、まとめたものになっております。こちらで、1番が、子どもワークショップ、子育て世代のアンケートからの意見・要望、2番が、本審議会と、あと緑地対策保全審議会からの意見、あと3番のほうで、市民団体の環境美化サポーター、環境市民会議からの意見というものをまとめております。この中では、積極的に入れてほしいという意見であったり、こういった方針がある中で設置していいものかというような御意見であったり、賛否、いろいろあるところです。

市議会におきましても、積極的に取り入れたほうが良いという御意見、逆に方針がある中で自動販売機を設置するのはいかがなものかというような意見など、賛否あるところです。

そういった中ですので、時間をかけて、この方針については考えていきたいと思っております。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関して御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

田頭委員、お願いします。

田頭委員

田頭です。御説明いただいて、この方針について、自動販売機の削減に関する方針についての見直しは丁寧に進めていきたいということを書いていただいたので、1回で決めるつもりはないというところがよかったかなと思っております。

いくつか伺います。まず、この自動販売機の削減に関する方針について、2004年ですよ、平成16年は。もうほぼ20年前のことですが、とても小金井市は先進的に環境の問題を考えていたんだということの表れの一つかなと思っております。当時、現在まで、こういった自動販売機に関して削減方針を持っているという自治体はどのくらいあるのでしょうか。今もしお分かりであれば、多摩26市の中だけでもいいので教えていただきたいです。

他市の方にお話しすると、皆さん驚かれます。え、そんな方針があ

るんだって。特にそれを基にして、小金井市では市役所の中にある自動販売機にはペットボトルも置いていないわけですから、そういった方針も持っていたというところは他市の方からも評価されていますので、やはりこの姿勢は堅持したいというか、さらに進めていただきたいという思いから、伺いたいと思います。

それと、この基本方針の具体的対応の中にある、自動販売機の設置台数を、当面の目標としては現状の半数というふうにあるところは、現状では41台から32台に減っていて、25%の削減だったということをおっしゃっていただきました。私もこれを読んだときに、台数の問題というよりは、CO₂の削減の問題かなと考えますので、これがCO₂レベルで数値を判断したときには、どのくらいの、何%の削減になっているのかということは、その部分も今、お分かりであれば教えていただきたい。

CO₂を半分に削減するという、それを目標としていると理解しているわけですがけれども、それでいけば、今後もこの目標値は維持していただきたいと思います。さらに、小金井市は気候非常事態宣言を昨年発出したわけですから、その事実を踏まえれば、やはり時代背景ということでは、これはさらに進めていかないといけないと考えますので、それを基にして考えていただきたいということは、市の理解と共通しているかどうか、一致しているかどうかというところを確認したいと思います。

以上です。

高野係長

では、1問目について、他市の設置状況につきまして、こちらにつきまして、これから御審議していただく中で、我々としても今、情報としてはない状況ですので、他市については状況を調査したいと考えています。調査の結果につきましては、審議会でお報告できればとは考えております。

2問目にいただきました具体的な対応で、今、現状の25%を削減して、台数ではなくてCO₂レベルでというお話だったと思います。CO₂レベルになると、先ほど私のほうで、例えば平成17年度から令和3年度までの直近16年間での数字にはなりますが、1台当たり約60%削減になっております。

岩佐課長 あくまで理論値になりますが、もともと41台あったのが今は32台で、省エネ効率も向上し二酸化炭素の排出量が概ね60%削減されているということを見込むと、方針の目標は50%削減ですが、試算したところ68.8%削減されている。理論値になるのであくまで参考ですが、台数の変化以上に省エネの60%削減というところが大きく寄与して、68.8%になっているのかなということで考えております。

高野係長 非常事態宣言というものを発出しておりまして、そういったところも踏まえてというような考えもあります。その中で環境に配慮した躯体、災害時に無償で取り出せるものであったり、LEDを使ったものであったり、躯体自体に広報できるという話を伺っているので、気候非常事態宣言のPRというのもできるのかなとは考えておりますので、そういった観点から自動販売機については考えていきたいと思っています。

池上会長 田頭委員、お願いします。

田頭委員 ありがとうございました。

まず、CO₂削減については、数値を出していただいているということが分かって、伺えてよかったです。68.8%、要するに台数が25%削減できたということは、CO₂削減で換算すると68.8%になっていたということは、もうこの方針にある、当面の目標としては半数にするというところはクリアできているのかなということで、考えられるのかなと思います。

ただ、それをさらに進めていかななくてはいけないという状況は、やはり気候非常事態宣言を発出した小金井市としてはあると思いますので、今後もそういう方針で考えていきたい。特に災害時の対応も含めてというところで御答弁を今いただいたわけですが、数値のところは厳しくやっていきたいし、それは市民の方にもお知らせしていただいて、市民の方の環境意識もそうやって啓発していくとか、促していくということにもつながると思いますので、先ほどお願いしておいた他市の状況ですとか、CO₂レベルでの削減効果などは見える化していただきたいとお願いしておきます。

以上です。

池上会長 ありがとうございました。

橋本委員、お願いします。

橋本委員

橋本ですけれども、やはり何か方針を決めるときには、目標というのが当然要るわけですよ。この20年前のときには、台数という非常に分かりやすいものがあったので、これが目標になって進んできているということだと思いますが、CO₂の排出量というか、それがどれぐらい定量的に評価されるのかということと、では、CO₂の排出量というものを目標値とするのであれば、どれぐらいに定めるのかというか、そういうところは非常に難しいというか、台数ならば誰でも分かるのですが、なかなか目に見えないといいますか、定量的に評価できないというか、では、どれぐらいの排出量、何%減らすのかというところは微妙なところなので、目標値として上げるというところはすごく大事なところですが、なかなか曖昧なところかなと思いました。これは感想です。

池上会長

ありがとうございます。

池上ですけれども、今の田頭委員と橋本委員の意見はもうそのとおりかなと思っていますけれども、CO₂の削減目標、このときは台数を半分ということでしたが、結局はやっぱりゼロを目指さなければいけないのはもう間違いないことで、それに向けて今すぐできることとできないことがあるというところかなとは思っています。

そういう意味で、自動販売機をなくすというのは非現実的かなと思っていますし、かなりこのアンケートの意見とか要望では、結構ニーズがあるような感じもしています。

今、そもそも省エネ効果が自動販売機自体も高くなってきているというところで、最新のものというか、トップランナーのものを入れていただくというのは一つあるのかなと思いますし、省エネ法も改正されて、電気を使うことも必ずしも省エネに悪いかというと、そうではない時代になってきているのは間違いないかなと思っています。太陽光発電がたくさん入ってきて、これから蓄電池がすごく必要ですよ。蓄電池というのは、もう省エネとは逆行する機器なんですよね。充電して放電すればロスが発生するので、省エネではないんですよ。でも、そういう機器に価値がある時代になってくるというのは、例えば昼間の太陽光がたくさん出ている時間は、多少効率が悪くても電気を

使っても大丈夫です、そういう時代になってくるわけですね。

そうすると、先ほどありましたけれども、ピークカット、そのピークのタイミングが今とは違うかもしれませんけれども、時間をシフトする機能とか、もともと効率のいいヒートポンプの機能とか、そういった新しい、新しくもないかもしれませんが、最新の技術、効率のものを入れていくというのは、一つあるかなと思っています。

そういう意味で、環境が制約になって、市民活動ですとか市民の得られるメリットが減っていくというのは、違うかなと思うので、そこはすごく大事かなと思います。ニーズがあって、要望が高いようなところに設置をしない方向というのは、制約が厳しくなってどんどん動きづらくなるような世の中というのは、ちょっと目指すべき姿ではないかなと思いますので、そういうものを入れた中でいかにCO₂をゼロにしていくか、そっちを考える必要があるかなと個人的には思っています。

ここは来年度1年間かけてしっかり議論するという事なので、またこれからも引き続きいろいろと御意見をいただけたらなと思っています。そういう意味では、この意見の中には、既にもう省エネ効果が高いものとか、いろいろ意見が出ていて、非常にいい資料かなと思いました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

高田委員

もともと自動販売機の削減に関する方針というものを定めたきっかけといいますか、どうして自動販売機だけに絞ったのかというような背景がもしお分かりになれば、参考までに教えてください。この会議じゃなくても、次年度でも構いませんが、どういう経過があったのでしょうか。

岩佐課長

方針ができたのが平成16年ということで、先ほど高野からも説明させていただきましたけれども、ちょうどその時期が、自動販売機が省エネ法に基づく特定機器に指定されたことがあったので、かなりその当時はCO₂を出すとか電気の使用量が多いと、その消費電力の大きさが環境へのどのぐらい負荷を与えているかということ懸念していたという時期でもございまして、市の中でも、まずは自動販売機を減少させることが第一歩だろうということで、この方針をつくったという

ことで聞いておりますので、そういった時代背景の中で、他市も何市か調査をさせていただいて作ったとは聞いています。

高田委員 分かりました。象徴的な意味もあったのでしょうか。それとも負荷の大きいものをピンポイントで減らすという意味、両方あったのでしょうかね。

岩佐課長 そうだと思います。

高田委員 分かりました。ありがとうございます。

池上会長 高木委員、お願いします。

高木委員 高木です。まずこの方針については、「当面の」というのをうたっているのは、一体何年ぐらいを意味しているのかなというのがまず疑問で、これを見直していないというのがそもそも問題なんじゃないのかなと、そこら辺に関してはちょっと思います。20年が当面とはなかなか私には思えません。

それから、私は利便性と環境ってどういうことなのかなと思いました。利便性を取って環境をとというのが今までずっと進めてきたことだったので、効率がいいもので利便性も確保できるというのが、やはり今の世の中で必要なところなのかなと思いつつも、最初のワークショップで出てきている意見というのは、そういう環境という背景もありながらこの意見を取っているのか、それとも、ただ公園の利便性をとという意図で意見を取っているのかということでも、大分違うんだらうなと思って、私は今回のことというのは、もしかすると市民への環境に対する啓蒙とか教育とか、そういう意味でも何かうまく1年間考えて、発信をされたほうがいいのではないかと思います。

利便性に基づいて意見を言えば、こういうふうに公園がどんどん整っていくんだということと、環境問題ということをきちんと意識しながら市民が利用する、そういう状況の中で、さっき言った性能の高い自動販売機を導入しているんだということがついてくればいいですし、そうじゃなくて、どんどん整備されていったという伝わり方はしないほうがいいのかというのを、お話を聞きながらそういうふうに思いました。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます
いました。

それでは、議事の（３）番は以上としたいと思います。

続いて、議題は終わりになりまして、報告事項の（１）番、小金井
市環境報告書令和３年度版について、事務局から報告をお願いいたし
ます。

高野係長

では、事務局の高野です。こちらの環境報告書につきましては、前
回の御審議等で、様々な御意見、御指摘をいただいております。反映
できるところにつきましては反映させていただいております。本日、
机上で、事務連絡と一緒に配付させていただいております。この場を
お借りしまして御礼申し上げます。

報告書につきましては以上で、（２）の環境啓発事業についてですが、
その前に、その他と順番を逆にして、別の案件を報告させていただきます。

鳴海主事

事務局の鳴海です。環境報告書の令和３年度版と直接の関係、記載
はありませんが、以前、御質問もいただいたというところで、一部報
道にありました、多摩地域の地下水からPFOS・PFOA等の有機
フッ素化合物が検出された件について御報告させていただきます。

有機フッ素化合物は水や油をはじく性質を持ち、撥水剤、消火剤、
コーティング剤等に用いられてきた化学物質です。こちらについて、
国においては、令和２年度から水質環境基準体系における取扱いの見
直しを実施され、PFOS及びPFOAを合わせて50ナノグラム/
リットルというものを暫定指針値として設定しました。また、令和５
年１月に有識者会議を立ち上げまして、健康への影響評価などの議論
を始めたところで、健康への影響等については科学的な知見を収集し
ている段階となっております。

東京都では都内全域の地下水の水質を把握するため、都内を260
のブロックに区画しまして、４年間かけて全ブロックを一巡するよう
な形で地下水概況調査というものを実施しておりまして、この調査の
中で要監視項目として、PFOS・PFOAが令和３年度から追加さ
れております。令和４年度の調査の結果はまだ公表されていないので、
令和３年度のこの調査結果を申し上げますと、小金井市は1.7ナノグ

ラム／リットルでした。多摩地域で環境指針値となっています50ナノグラム／リットルを超えた自治体というのは、青梅市、国立市、狛江市となっております。また、区部では文京区、渋谷区となっております。

このような状況を踏まえまして、東京都においても全域の状態を把握しているという段階でございまして、発生源の特定が難しい状況となっております。

今申し上げましたような状況を踏まえまして、市として今後の対応の参考とするために、令和5年3月20日、地下水保全会議で御審議いただきました。この地下水保全会議というのは、小金井市地下水及び湧水を保全する条例第8条に規定される市の附属機関となっておりまして、学識経験者の方が4名、東京都の職員の方が1名の計5名で構成されている会議体となっております。

こちらの地下水保全会議の委員の皆様からいただいた意見といたしましては、「PFOS・PFOAについては、統計上、泡消火剤よりも撥水剤の用途のほうが多くなっていて、発生源も地域によって様々である可能性がある」、「国内外において科学的な知見を収集している段階であって、東京都でも都内全域の掌握をしている段階で、東京都のレベルであっても評価が今は難しい」、「市独自で検査し結果が出たとしても、どのように評価をすればいいのか難しいと思われるため、都や国ですとか、広域的な動向を注視するのが望ましいのではないか」、「地域の方々との情報共有は、不安低減にもつながるので必要であると思う」といった御意見をいただいたところです。

これらの御意見を踏まえまして、市としては、国や東京都の動向を注視するとともに、市民の皆様への情報提供に努めてまいりたいと考えているところです。

御報告は以上となります。

池上会長

ありがとうございました。事務局から説明がありましたとおり、国とか都の動向、地下水保全会議、地下水保全会議は水の専門家の方々が集まっていらっしゃるということで、そちらの審議内容を踏まえて対応していくということによろしいかと思えます。

何か御意見ありますでしょうか。

田頭委員、お願いします。

田頭委員 質問です。まず、国の調査のほうで、地下水概況調査、令和3年度に調査をしているその数値では1.7ナノグラム／リットルという数値だったということで、国の基準値50ナノグラム／リットルよりは相当低いということでしたが、小金井市の浄水場では、梶野浄水場は地下水を取水して水道水に混ぜているけれども、上水南浄水場のほうの地下水は、今、取水を停止していますよね。聞いたところ、そこからは確か30、50ナノグラム／リットルを超えた数値のPFOS・PFOAが検出されたからだということも報告されています。まず伺いたいのは、これは原水の数値ですか。それとも、蛇口から出てきた数値が1.7ナノグラム／リットルあったのか、それとも原水に含まれた数字なのかということを知りたいのと、それと、上水南浄水場は、たしか原水での数値が30、50ナノグラム／リットルを超えていたような数値だったと思います。そのあたりについては、市はどのように把握されているのか、どのような見地を持っておられるのかということか、評価しておられるのかというところを、お聞きしておきたいと思えます。

鳴海主事 こちらの採水しているものに関しては、市内にある井戸、民間さんを含む井戸の中から市が推薦して、東京都さんが調査されているものになりますので、水道水用の井戸と全く異なるものとなります。

2点目、市のほうでどのように評価されているのかという御質問でよろしかったでしょうか。

田頭委員 そうですね。上水南浄水場のところは今、取水されてはいないけれども、検出されているということについて把握されているのか、そしてまたどのように評価されているのかというところです。

鳴海主事 こちら、東京都水道局に問い合わせたり、ホームページで公開されている情報等を確認したりしておりますし、きちんと検査をされていて、暫定指針値を超えた場合は取水停止をされているということで、安全ですというような広報もされておりますし、市内の皆様は系統等があると思いますが、そういったものも、ホームページ上で御住所を入れていただければ、どこの系統の水が御自宅に届いているのかというのは確認できるようになっているというところも確認してございま

すので、そのような形で認識しております。

以上です。

池上会長

田頭委員。

田頭委員

ありがとうございます。田頭です。

現状、水道水については分かりました。東京都が調べている民間の井戸についても、一定検出されているところがあるということです。市内で今最も市民が心配されているのは、黄金の水という、武蔵小金井駅南口にある商店街が管理されている井戸水です。これ、地下水をそのまま、蛇口の栓を500円で買えばどなたでも利用できるし、また、これを使ってコーヒなどを提供されているという民間の事業者の方もおられます。ですので、これ、本当に大丈夫なのかという不安はあるわけですね。

だけど、商店街だけではなかなか独自に検査というのは難しいということも聞いていますので、ここはぜひ市のほうとしても、東京都が検査するのであれば、東京都に強くここは検査してほしいということを申し入れるとか、あるいは、本来ならば市民が使っているものだから市が検査できないのかなというようなことも、これは議会でもいろいろと出ていましたけれども、こういった場でもぜひ市のほうにお願いしておきたいと思いますので、これは私、意見として述べさせていただきます。

以上です。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告事項は以上になりまして、次第の4番のその他について、事務局、あるいは委員を問わず何かありましたら、御発言等をお願いいたします。

高野係長

事務局からは特になしです。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、続いて、次第の5番、次回の審議会の日程について、事務局からお願いいたします。

高野係長

今回は令和5年度の第1回の審議会となります。6月の下旬から7

月上旬というところを目途に開催したいと考えてございまして、また池上会長と椿副会長と調整しまして、できるだけ早くお知らせしたいと考えております。

以上です。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見等ございませんでしょうか。

それでは、本日はこれをもって令和4年度第4回小金井市環境審議会の会議を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —